

氏名 鍋島 信之

登録番号 第 13210341 号

事務所名称 やさしい社労士事務所

事務所所在地 東京都千代田区九段南1-5-6  
りそな九段ビル5F

所属社会保険労務士会 東京都社会保険労務士会

処分内容 1年の社会保険労務士の業務の停止  
(令和7年 12月 20日から1年)

処分理由 第1に、株式会社Vほか1社に係る両立支援等助成金(育児休業等支援コース(業務代替支援))の申請に当たり、各事業場の代表者に代わり、自ら助成金の申請書の「育児休業取得者の原職等への復帰規定」の規定年月日欄に虚偽の日付を記載とともに、変更手続きを経ずに各事業場の就業規則に支給要件である「育児休業取得者を、育児休業終了後、原職等に復帰させる旨の取扱いの規定」(以下「原職復帰規定」という。)を記載する等の改ざんを行い、さらに表紙を監督署届出済のものと差し替えて申請書に添付したうえ令和6年1月16日及び同年12月12日に東京労働局長あて提出したものである。  
第2に、株式会社Vほか2社に係る両立支援等助成金(育児休業等支援コース(職場復帰時))の申請に当たり、各事業場の代表者に代わり、自ら、変更手続きを経ずに各事業場の就業規則に原職復帰規定を記載する等の改ざんを行い、さらに表紙を監督署届出済のものと差し替えて申請書に添付したうえ令和6年1月16日、同年12月12日及び同年12月26日に東京労働局長あて提出したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第25条の2第1項に定める「故意に、真正の事実に反して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第25条の3に定める「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。